

附記  
第1号様式(第11条、第13条、第14条関係)

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事	平成19年
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は)
京都市南区東九条西山町10番地	川並鉄工株式会社 代表取締役 川並宏造
	電話 075 - 681 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	金属を工作機械で切削加工して産業機械の部品を製造している			
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	エネルギー消費効率の改善・廃棄物排出量の削減・金属製品の切削加工に係わる全ての生産又は消費活動、製品又はサービスが環境に与える影響を低減するために環境マネジメントシステム活動を推進して地球環境との調和を目指します。			
推進体制	環境管理委員長を中心としてKES活動の一環として取り組む			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18	工場	工場南側のコンクリヤスレートの壁面を断熱材で被い夏季の太陽光によるヒートアップと冬季の隙間風を遮断して暖冷房機の使用時間を使用期間中は2時間/日短縮させる。	
	18	工場	荷役、運搬ごとに頻繁に行われる工場扉開閉を自動でしかも瞬時にを行い、工場内冷暖房熱の戸外への流出を少なくし暖冷房機の使用時間を使用期間中は2時間/日短縮させる。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	99.838 t	98.323 t	-1.5 %
	B 輸送車両排出区分	0 t	0 t	0.0 %
	C その他排出区分	0 t	0 t	0.0 %
	排出合計	*1 99.838 t	*2 98.323 t	-1.5 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)		
		取組量等	(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
削減量等合計		*3 0.0 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1 99.838 t	(*2)-(*3) 98.323 t	削減率(計画) -1.5 %	
特記事項				
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。